

通年型アイススケートリンク整備・運営事業  
事業者募集要項

(公募型プロポーザル方式による市有財産の貸付)

2023年9月  
神戸市

## 目 次

I	はじめに	2
II	事業概要	3
III	スケジュール	9
IV	応募手続き等に関する事項	9
V	優先交渉権者の選考方法	13
VI	優先交渉権者決定後の主な流れ	13
VII	事業用定期借地権設定契約	14
VIII	その他留意事項	16
IX	審査項目について	18
X	提出図書一覧	19
XI	添付資料一覧	20

**【担当課】** 文化スポーツ局スポーツ企画課  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市役所1号館17階  
電話 078-322-6647

Eメールアドレス: icerink\_365@office.city.kobe.lg.jp

## I はじめに

### 1 本要項の位置付け

「通年型アイススケートリンク整備・運営事業」事業者募集要項（以下「本要項」という。）は、神戸市（以下「本市」という。）が、通年型アイススケートリンク整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業を実施する事業者を選考するための公募手続き等（以下「本公募」という。）を示したものです。

また、本要項、添付資料、参考資料及び様式は、本要項と一体をなすものとします（これらを総称して以下「募集要項等」という。）。なお、本要項と本要項に関する質問に対する回答に相違がある場合は、その回答を優先するものとします。

### 2 用語の定義

#### (1) 応募者

本公募に応募する単一の法人又は複数の法人で構成する法人グループをいう。

#### (2) 代表企業

応募者のうち、応募手続きを行うと共に主体的に本事業を行い、責任を負う企業をいう。

#### (3) 構成企業

応募者のうち、本事業を行い、責任を負う企業をいう。

#### (4) 協力企業

応募者のうち、本市と直接の契約をする権利がなく、代表企業又は構成企業から業務を請け負う等、事業協力をを行う企業をいう。

#### (5) 優先交渉権者

本市との基本契約及び事業用定期借地権設定契約の締結にあたり、優先的に交渉を行うことのできる応募者として本市が決定した者をいう。

#### (6) 次点交渉権者

本市との基本契約及び事業用定期借地権設定契約の締結にあたり、優先交渉権者が資格を喪失した場合に交渉を行うことのできる応募者として本市が決定した者をいう。

#### (7) 事業者

本市と基本契約及び事業用定期借地権設定契約を締結した応募者をいう。

#### (8) 事業対象地

本事業を行う場所をいう。

#### (9) 提案施設

事業者が整備する建物及び工作物等をいう。

#### (10) 事業実施計画

本公募において応募者が提案する事業の計画で、基本契約及び事業用定期借地権設定契約の前提となる本事業の実施にあたって必要な事項を定めた計画をいう。

## II 事業概要

### 1 事業名称

通年型アイススケートリンク整備・運営事業

### 2 事業趣旨

神戸 2025 ビジョンでは、全ての市民が日常的にスポーツ・健康づくりに取り組む「アクティブシティこうべ」を創ることをめざしています。

神戸市では、多数の競技でトップチームの試合が盛んに行われており、トップアスリートが競技する姿を間近でみることや、トップアスリートの功績を讃え、その存在を身近に感じるとは、市民に夢と希望や感動を与えるとともに、スポーツに関わるきっかけにもつながることから、環境の充実に取り組んできています。

とりわけ、アイススケート競技においては、神戸市ゆかりの選手がオリンピック等の数々の世界大会で結果を残し、日本を代表する世界的有名な選手として神戸市から育っています。この輝かしい活躍を今後も途切れさせることなく、長期にわたり持続させていくために競技者育成の支援は市が応援していくべきと考えています。

さらに、近年においては、個人のライフスタイルに合わせた多様なスポーツ参加のあり方も注目されています。神戸市内でアイススケートが行える場所はポートアイランドスポーツセンター1ヶ所となっているものの、プール利用との併用のためアイススケート利用は冬季のみとなっています。市民のスポーツ競技の選択の幅を広げ、次代を担う子供や若者を惹きつけるスポーツ環境を整備・維持し、スポーツ実施率の向上、さらには若者に選ばれるまちづくりにつなげていくことを目的として、市有地を活用し、通年型アイススケートリンクを自ら整備・運営する事業者を募集します。

#### (2) 期待する効果

- ①アイススケート競技者の持続的な育成。
- ②次代を担うトップスケートアスリートの育成。
- ③年間を通して市民がアイススケートをする機会の創出。

#### (3) 主な関連計画

事業者の提案に関連する場合など必要に応じて、以下の計画を参考にしてください。

- ・「神戸 2025 ビジョン」

2025 年度に向けた神戸の目指すまちの姿を示すとともに、その実現に向けた施策をまとめたものです。

[https://www.city.kobe.lg.jp/documents/35913/kobe\\_vision\\_ver3.pdf](https://www.city.kobe.lg.jp/documents/35913/kobe_vision_ver3.pdf)

- ・「神戸市スポーツ推進計画」

日常的にスポーツ・健康づくりに取り組む「アクティブシティこうべ」を創ることを目指した計画です。

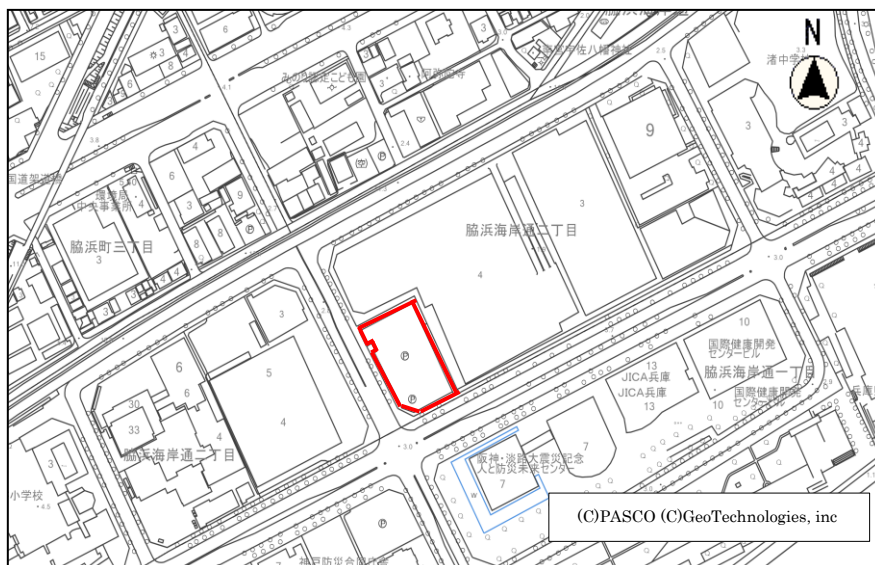
[https://www.city.kobe.lg.jp/documents/58878/20190531074101\\_1.pdf](https://www.city.kobe.lg.jp/documents/58878/20190531074101_1.pdf)

### 3 事業対象地の概要

所在地	地番	神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4		
	住居表示	神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2街区		
地目	公簿	雑種地	現況	宅地
面積	公簿	4000 m <sup>2</sup>	概測	3546.16 m <sup>2</sup> ※
区域区分	市街化区域			
用途地域	商業地域			
建ぺい率	80%			
容積率	600%			
高度地区	指定なし			
防火地域	防火地域			
道路状況	南側前面道路	幅員約 40.0mの市道（建築基準法 42 条 1 項 1 号道路）		
	西側前面道路	幅員約 27.0mの市道（建築基準法 42 条 1 項 1 号道路）		
アクセス	阪神電鉄本線「春日野道」駅から徒歩約 10 分 神戸市バス 101 系統「人と防災未来センター」から徒歩約 1 分			
地区計画	・ 東部新都心地区地区計画（業務・研究街区 A）			
立地適正化計画	神戸市都市空間向上計画（立地適正化計画）において、駅・主要バス停周辺居住区（居住誘導区域）に指定されています。詳しくは、「神戸市都市空間向上計画（立地適正化計画）に関する届出制度の手引き」をご確認の上、都市局都市計画課（電話：078-595-6709）までお問い合わせください。			
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隣接商業施設（ブルメール HAT 神戸）の歩行者用通路は、工事期間中及び事業期間中においても歩行者通路を確保するとともに、歩行者の安全に配慮すること。</li> <li>・ 都市景観形成地区（ウォーターフロント/HAT 神戸ゾーン）に指定されています。</li> <li>・ 事業対象地北西に設置されている防火水槽については、移設することができません。</li> <li>・ 事業対象地内に敷地フェンス、アスファルト舗装、植栽が設置されていますが、現状有姿での引き渡しとなります。</li> <li>・ 位置図について、現況と異なる場合は現況が優先します。</li> </ul>			
地歴	事業対象地は、大正 9 年から平成 10 年まで神戸製鋼所脇浜工場として利用されていた土地で、その後の区画整理事業に基づき、平成 16 年に換地された土地です。その後、平成 16 年～平成 22 年まで人と防災未来センターのバス待機所、平成 24 年から令和 4 年末まで HAT 第 2 駐車場として利用されてきました。（参考資料）HAT 神戸交通広場に係る土壤調査業務報告書			

※事業用定期借地契約の貸付面積については、現在実施している現況測量に基づき算出された面積での契約になります。

## 位置図



## 4 事業方式

本市は、本事業の実施にあたり、「通年型アイススケートリンク整備・運営事業 事業者募集に係る優先交渉権者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）により選考された事業者と事業用定期借地権設定契約を締結するとともに、事業者は、事業者の独立採算事業として、提案施設の設計、建設、管理・運営を行い、貸付期間終了時まで提案施設を撤去し、更地の状態で土地を本市に返還するものとします。なお、本事業の実施における事業対象地の貸付条件は、次のとおりです。

区分	内容
貸付者（所有権者）	神戸市
契約の種類	借地借家法（平成3年法律第90号）第23条の規定に基づく事業用定期借地権設定契約
用途指定	事業実施計画に基づく使用用途に限ります。
貸付期間	契約締結日から30年
貸付期間の延長	事業者から貸付期間の満了する2年前までに貸付期間を延長したい旨の申入れがなされたときは、双方が誠意をもって協議することができるものとする。ただし、事業者からの申し出をもって契約の更新を約束するものではない。また、期間の延長が認められた場合でも、借地権の存続期間は、借地権の開始日から50年以上とすることは出来ない。
貸付面積	3,546.16 m <sup>2</sup> （概測）
貸付料（年額）	18,852,000 円 ※
貸付料の改定	①公租公課、地価の上昇その他の社会経済情勢の変動等により、借地料が著しく不相当となった場合は、その都度、双方が協議の上、借地料の改定ができることとします。 ②延長する場合の貸付料については、神戸市が示す価格とする。
遅延損害金	支払期日までに貸付料を支払わなかったときは、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて、年14.6%（年365日日割り計算）の

	利率で計算した遅延損害金が発生します。
保証金	<p>①事業用定期借地契約締結時の貸付料の「6ヶ月」とします。</p> <p>②事業者は、事業用定期借地契約締結日までに保証金全額を一括して預託するものとします。</p> <p>③本市は、事業用定期借地契約が終了したとき、又は事業用定期借地契約が解除されたときは、提案施設の撤去を確認した後、事業者の請求に基づき、利息を付与せず、保証金を事業者に返還します。</p> <p>④事業用定期借地契約に基づく本市への金銭等の債務がある場合は、その債務を差し引いて返還します。</p> <p>⑤保証金返還請求権を質入れし、又は第三者に対する担保に供することはできません。また、保証金返還請求権を第三者に譲渡することはできません。</p>
引渡し	事業用定期借地契約の締結後、事業対象地を現状有姿のまま引き渡します。
借地期間終了時の取扱い	<p>①事業者は、借地期間終了時までには事業対象地に存在する建物・その他工作物等（地中の杭等を含む）を事業者の責任と費用負担のもと撤去して整地し、本市及び事業者の立会いの下に土地を更地で返還することとします。ただし、本市が書面により承諾した場合はこの限りではありません。</p> <p>②事業者は、借地期間終了日の2年前までに、提案施設の取り壊し計画、事業対象地の返還に必要な事項について、書面により本市に報告することとします。</p> <p>③借地期間終了時までには、備品及び残置物等の所有物についても上記の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>④借地期間終了時に、本市が引き続き事業対象地を維持管理する上で、必要となる資料を提出してください。</p>
留意事項	<p>①事業実施計画を変更する場合は、本市と協議の上、本市の承諾を得ることとします。</p> <p>②事業者は、事業の譲渡、その他権利の設定等を行う場合は、本市の承諾を得ることとします。</p> <p>③借地期間には、借地期間終了に伴う提案施設の解体撤去工事期間を含みます。</p> <p>④借地権は賃借権とし、事業用定期借地契約の更新及び建物の築造による存続期間の延長はしないものとします。</p> <p>⑤建物買取請求権は発生しないものとします。</p>
契約不適合責任	事業者は、事業対象地の種類、品質又は数量に関して事業用定期借地契約の内容に適合しない箇所（地下埋設物含む。）があることが発見された場合であっても、本市に対して、事業対象地の補修、不足分の引渡しによる履行の追完、借地料の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることはできないものとします。

<p>その他、不測の事態等への対応</p>	<p>①不可抗力又は法令変更等により、長期にわたる事業停止等が生じ、又は事業実施に過大な追加費用が発生する等、事業実施計画の継続が困難であると認められる場合、本市と事業者は協議の上、事業を終了し、本事業に関連する契約を締結しない又は解除することができるものとします。この場合、当該事態の発生時点における施工状況及び事業実施状況等を考慮し、本市と事業者の協議により施設の取扱を決定することとします。</p> <p>②中途解約等のオプションの設定は想定しておらず、借地期間中の提案施設の増改築、解体等、事業実施計画の変更については、その都度、個別に本市と協議を行うものとします。</p>
-----------------------	---

※現況測量の結果、貸付料が変更になる場合があります。

## 5 土地利用条件

### (1) 必置とする施設

#### ・整備内容

- ①国際規格（60m×30m）を満たす通年型アイススケートリンク
- ②建築する建物：3階建て以下（容積200%以上、延べ床面積7,500㎡以下）

#### ・運営内容

- ①アイススケート競技者の練習利用の用途とします。ただし、大会の開催は想定していません。
- ②夏季期間中（4～10月）は、一般市民向けに800時間程度のスケートリンクを開放してください。ただし、一般市民向けに開放されたリンク借上げ料等の経費に対して補助を行います。

（リンク借上げ料は22,000円/時間を上限として、一般市民向けに開放された実質時間（※）に基づいて神戸市が補助します。）

一般市民向け利用料金は、以下の体育施設条例の料金とします。

大人	1,400円/回
小人	750円/回

※一般市民向け利用料金は、条例改正が行われた場合改正後の金額となります。

※実質時間とは、毎年度4月末までに事業者から提出される活動報告書に基づき、本市が一般市民向け開放時間として認めた時間とします。なお、本市からの補助の支給時期は、事業者からの活動報告書提出日以降になります。

#### ・必置とする施設の開業時期

2025年6月30日（月）まで

### (2) スケートリンク以外の施設（任意提案可能施設）

- ・アイススケートに付帯する施設（スケート用具のレンタルサービス及び販売等）
- ・提案施設の効用を高める施設（飲食、物販、自動販売機等）
- ・市民のスポーツ競技への興味につながる取り組み（スポーツ教室、スポーツイベント等）



(3) 共通事項

借地期間満了後の敷地返還を見据え、権利を細分化する分譲住宅の合築は想定していません。

(4) 禁止事項

以下の用途での土地利用は禁止します。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用途
- ②反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途
- ④特定の政治活動又は宗教活動の用途
- ⑤地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用途
- ⑥悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途
- ⑦その他周辺の生活環境に影響が生じる用途等本市が適さないと判断した用途

(5) 事業実施に係るリスク・責任等の負担

本事業の実施にあたって、次の事項については、全て事業者の負担とします。

- ①提案施設の企画、設計及び建設に係るリスク・負担等
  - ア 提案内容に起因する損害
  - イ 計画内容及び建築工事に係る近隣への説明等の対応
  - ウ 設計変更、工期延長、建築費用の増加等（法令改正、金利上昇、天変地変等による不可抗力の場合等、本市及び事業者のいずれにも責めのない場合を含む。）
  - エ 提案施設の公租公課、及び維持、管理に係る費用負担
  - オ 事業者の破綻に関するリスク、事業者の構成企業の破綻に関するリスク
- ②土地貸付に関するリスク・責任等
  - ア 地下埋設物等、本公募実施時点において本市が確認できていなかった瑕疵により事業者が受けた損害
  - イ 借地料の変動リスク
- ③その他提案内容の実現に必要な関係者等との一切の対応

### Ⅲ スケジュール

本事業のスケジュールは以下のとおりです。なお、事業の性質上、やむを得ない事情により変更することがあります。

募集要項の配布	2023年9月25日（月）～2023年11月8日（水）
↓	
質問受付期間	2023年9月25日（月）～2023年10月6日（金）
↓	
質問に対する回答	2023年10月13日（金）
↓	
応募申込書締切	2023年11月8日（水） ※持参の場合は事前電話予約要
↓	
プレゼンテーション 内容審査	2023年11月9日（木）
↓	
優先交渉権者決定	2023年11月10日（金）
↓	
基本契約・事業用定期借地権 設定契約締結	事業実施計画確定後
↓	
事業着手	契約締結後、原則3ヶ月以内
↓	
供用開始	2025年6月30日（月）まで
↓	
用地の返還（更地）	事業用定期借地権開始日から契約期間満了日（終了日）

※受付日時は、月曜日から金曜日（土・日曜日及び国民の祝日等閉庁日を除く）の午前9時～正午、午後1時～午後5時までです。

### Ⅳ 応募手続き等に関する事項

#### （１）募集要項の配布

- ・ 配布期間：2023年9月25日（月）～2023年11月8日（水）  
（※ただし、土・日曜日及び国民の祝日等閉庁日を除く）
- ・ 受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ・ 配布場所：[https://www.city.kobe.lg.jp/a41153/icerink365\\_proposal.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a41153/icerink365_proposal.html)

#### （２）質疑受付・回答

本事業の募集要項等の質疑に対する回答は、一括して次により行います。

質疑は文書によるものとし、「通年型アイススケートリンク整備・運営事業に関する質問書」に記入の上、Excel形式のファイルを電子メールで送付してください。電話・FAX等

での問い合わせには一切応じません。

- ・受付期間：2023年9月25日（月）～2023年10月6日（金）  
午後5時までに必着のこと
- ・提出先：神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課  
icerink\_365@office.city.kobe.lg.jp
- ・回答：2023年10月13日（金）にHPで公開する予定です。

### （3）応募申込書の受付

- ・受付期間：2023年11月8日（水）まで  
（※ただし、土・日曜日及び国民の祝日等閉庁日を除く）
- ・受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ・受付場所：文化スポーツ局スポーツ企画課

- ① 次項（4）提出書類を持参する際は必ず、事前に電話予約をしてください。また、郵送（簡易書留）による申込みも受け付けております。
- ② 提出された書類等は返還しません。また、原則、提出後に書換え、引換え又は撤回を行うことはできません。選考委員会におけるプレゼンテーションの際に審査する書類となりますので、十分に精査のうえ提出いただきますようお願いいたします。
- ③ 受付に際し、申込書記載事項等に関して、ヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合があります。
- ④ 応募申込みは、1応募者につき1件です。

### （4）提出書類（提出図書一覧 P.19 参照）

・押印が必要な箇所は、すべて印鑑証明書と同一の実印を押印してください。

- ・横使いで一続きにホチキス留めしたものと、CD-R、USB メモリ等による電子媒体（PDF 版ウイルスチェック済）を合わせて提出してください。
- ・各様式に枠がある場合は、枠外の余白には一切文字等を記入しないこと。
- ・データの提出内容と、正本の内容に相違がある場合は、正本の内容を優先します。

- ① 応募申込書（A4縦）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部  
別表の提出図書一覧で示す様式1～3により提出すること。
- ② 事業実施計画書（A3横）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部  
別表に示す図書を様式4～8により提出すること。  
ア 図面等に説明を付す場合は、簡潔に記述すること。  
イ 申込企業を含む特定の企業、団体名が判明しない様に留意すること。
- ③ 申込企業の概要・経営内容等を示す書類（代表企業、構成企業とも全ての添付書類が必要）  
ア 印鑑証明書及び資格証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ※1  
イ 履歴事項全部証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ※1  
ウ 直近1か年の法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む。）消費税及び地方消費税の納税証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ※1  
エ 直近3か年に作成された貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

(オと重複する部分は除く)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	※1、2
オ 直近1か年の税務申告書(確定申告書)の写し・・・・・・・・	※1
カ 定款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	※1
キ 会社概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	※1

※1 ③ア～キの提出部数は正本1部、正本のコピー2部、計3部です。発行後3ヶ月以内のもの。税の証明書は前年分又は前年度分のものが必要です。

※2 ③エについては、以下の点にご留意ください。

- ・ 金融商品取引法に定める有価証券報告書の提出義務がある会社については、有価証券報告書記載の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書とすること。
- ・ その他の会社については、税務申告書に添付した貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書とすること。
- ・ 会社以外の法人については、各法令により定まった③エに類する会計書類を提出すること。(例：一般社団法人の事業活動報告書等)

①～③全てにおいて以下のとおりとします。

- ・ 本市が必要に応じて提出を求める書類以外の書類の提出は認めません。なお、応募書類に漏れ等がある場合、関連する項目について評価が低くなる、若しくは評価ができないことがあります。
- ・ 提出された資料、データは理由にかかわらず一切返却しません。
- ・ 提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するものとします。ただし、本事業において事業概要を公表する場合及びその他本市が必要と認める場合には、本市は事業実施計画等の書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。契約に至らなかった応募者の提出書類は、原則として非公開とします。
- ・ 提出書類内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法などを使用したことに起因する責任は、提出した応募者が負うものとします。

#### (5) 応募申込みに当たっての留意点

- ① 応募申込書、事業実施計画書、その他図書等作成に要する費用は、応募の負担とします。
- ② 事業用定期借地権設定契約は、応募申込書に記載された代表企業又は構成企業の名義でのみ行うことができます。

#### (6) 応募申込資格等

応募申込みにあたっては、次の(1)から(3)に定める各号の要件を全て満たす必要があります。要件を満たさない項目があった場合は、欠格とし、審査を行いません。

(1) 事業対象地において、本募集要項の趣旨等に従って、事業の実施を行う法人又は法人グループであること。

法人グループの場合は、以下によること。

- ① 全ての構成員が、下記(2)、(3)の要件を満たしていること。
- ② 構成員の中から代表企業を決定し、その責任負担率は50%超としてください。
- ③ 代表企業、構成企業及び協力企業の役割分担が明確になっていること。
- ④ 応募申込後に代表企業・構成企業を変更・追加すること、あるいは責任負担率を変更

することは原則として認めません。

- ⑤ 応募者の資格制限は、法人グループを構成する一法人でも該当すると失格となります。
- ⑥ 単独で応募した一つの法人は、他の共同事業者の構成員となることはできません。一つの法人は、複数の法人グループの構成員になることはできません。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）等でないこと。（上記の者に該当することが判明した場合には、違約金の請求、契約の解除の対象となります。）

※ 提出された法人情報を申込資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合があるとともに、契約後上記の者に該当することが判明した場合には、違約金の請求、契約解除の対象となります。

(3) 以下の事項に該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定や再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない）。
- ③ 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状態が不健全であると判断される法人。
- ④ 本市における不動産の売払い又は貸付けに係る契約手続きにおいて次の事項のいずれかに該当すると認められるときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。
  - ア 本市から指名停止措置を受けている法人。
  - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
  - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - オ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。
  - カ 本市における一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- ⑤ 禁固刑以上の刑に処され、その施行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当する役員がいる団体。
- ⑥ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び地方税について未納の税額がある者。
- ⑦ 借り受けた土地を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者。
- ⑧ 次の事項のいずれかに該当する者。
  - ア 本市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け又は借受けた者で、当該不動産

に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めに違反した者。

イ 上記①に該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者。

ウ 上記①又は②に該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。

## V 優先交渉権者の選考方法

「通年型アイススケートリンク整備・運営事業 事業者募集に係る優先交渉権者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置し、選考委員会において提出された企画内容を審査し、その審査結果を踏まえて本市が優先交渉権者を決定します。

(1) 提出された企画内容について、応募者からのプレゼンテーションを実施し、「事業実施計画」に関して内容審査を行います。審査項目ごとの配点については、P. 18「IX. 審査項目について」をご参照ください。

プレゼンテーションは、応募者多数の場合、選考委員会の委員の意見を踏まえ、書類審査により応募者を選考した上で実施することがあります。プレゼンテーションの日時、場所及び方法等の詳細は別途通知いたします。なお、プレゼンテーションは応募者自らが行うものとし、その際の説明内容及び資料は、提出された事業実施計画書及び提出を求めた補足説明資料の範囲に限ります。

(2) 採点の結果、合計得点が最も高かった者を優先交渉権者、2番目に高かった者を次点交渉権者として決定します（次点交渉権者は、優先交渉権者が基本契約締結に至らなかった場合、又は覚書の締結から事業用定期借地権設定契約までに辞退した場合等に繰り上がります）。

ただし、P. 18「IX. 審査項目について」の2 審査項目等の表の大項目において、著しく劣り、選考委員会において「不適」と判断された計画については、得点の如何にかかわらず失格となることがあります。

(3) 審査の結果は、各応募者（法人グループの場合は代表企業）に対して、文書で通知するとともに、本市ホームページ等において公表します。

(4) 選考委員会での審査の結果及び優先交渉権者として決定した応募者の事業実施計画については、企業名・完成予想図・事業実施計画概要等を協議のうえ、公表する場合があります。

(5) 優先交渉権者が本募集要項等に違反した場合や、提出図書に虚偽の内容等がある場合は、優先交渉権者の資格を取り消します。その場合、次点交渉権者を繰り上げて優先交渉権者とする場合があります。

(6) 本市と協議することなく計画内容を変更した場合は、選考を取り消すことがあります。また、法令及び条例の改正又は本市がやむを得ないと認めた場合以外、選考後の「事業実施計画」の変更は原則、認めませんので、ご留意のうえ計画してください。

(7) 選考理由・結果に対する問い合わせ、異議申立てについては一切、応じません。

## VI 優先交渉権者決定後の主な流れ

### (1) 本市との協議及び手続き

優先交渉権者は、本市と事業の計画の内容について協議を行っていただきます。その中で、当初の事業実施計画と異なる内容への計画の見直しが必要となった場合は、優先交渉権者は必要な修正・変更を行って、「事業実施計画」を確定させ、本市の承認を受けてください。た

だし、「事業実施計画」の修正・変更にあたって、公募の趣旨及び提案内容から逸脱することは認められません。

また、関係法令及び本市条例に基づく手続きを必要に応じて実施していただきます。

## (2) 土地の事業用定期借地権設定契約の締結

優先交渉権者決定後、事業者は本市と当該土地についての借地借家法（平成3年法律第90号）第23条に基づく事業用定期借地権設定による土地の賃貸借契約を公正証書により締結していただきます（別紙2「事業用定期借地権設定契約書（案）」参照）。貸付期間は事業用定期借地権設定契約書記載の貸付開始日から30年間とします。公正証書の作成は神戸公証センターで市、事業者立会いのうえで行います。作成の日時、作成費用、必要書類等は後日、お知らせします。

なお、公正証書の作成費用は本市と事業者が折半して負担することとします。また、契約書に貼付する収入印紙の費用は、事業者の負担となります。

## Ⅶ 事業用定期借地権設定契約

### (1) 契約について

#### ① 契約期間

貸付開始日から30年間とします。

#### ② 土地貸付料

年額18,852,000円

#### ③ 土地貸付料の支払い

ア 貸付料は原則として、毎年度2回、前期分は4月30日、後期分は10月31日が納入期限となります。上記によらない貸付料の納入期限については、別途定めることとします。

イ 連名での契約の場合でも、納入通知書は1枚しか発行いたしません。契約の締結は応募申込書に記載された名義でのみ行うことができます（構成企業を含む）。

ウ 納入期限を過ぎて納入する場合は、年14.6%の割合で計算した遅延損害金を別途納入していただきます。

#### ④ 契約保証金

契約締結日に契約保証金として貸付料の6ヶ月相当額を預託するものとし、本市が発行する「納入通知書兼領収証書」により、本市の公金収納を取扱っている金融機関で納付してください。契約保証金は、事業用定期借地権設定契約の期間満了時に、事業者が建築物及びその他の工作物を収去し、事業対象地を本市に返還した後、未払い債務等を差し引いた上で無利息にて返還するものとし、

本市の書面による事前の承認を得たうえで、借地権を第三者に移転する場合も同様に当該第三者は契約保証金の預託が必要となります。

契約期間を延長した場合は、延長する借地権の存続期間に係る契約保証金と既払の保証金との差額が必要となります。

#### ⑤ 土地の利用

ア 土地の事業用定期借地権は、貸付料及びその他本市に支払うべき金銭が完納された後に有効になります。事業対象地は、本市の承認を受けた「事業実施計画」のみに利用できるものとし、

イ 事業対象地を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第

122号)」第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業の用に供することはできません。

ウ. 事業対象地を「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に供することはできません。

エ. 事業対象地を前記イ. ウ. と同等類似と認められる用に供することはできません。

オ. 事業対象地の借地権を第三者に移転する場合及び権利を設定する場合には、事前に書面により本市の承認を得る必要があります。また、借地権を移転させる際には、重要事項説明で前記ア. ～エ. について説明するとともに契約書等、書面により同様の特約条項を設けることなどにより承継させる義務があり、当該第三者に対して前記ア. ～エ. の定めを遵守させてください。また、第三者が事業対象地の借地権を移転する場合にも同様に前記ア. ～エ. の内容を転得者に承継することを書面で義務付けてください。併せて、事業対象地を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して前記ア. ～エ. の定めを反する使用をさせてはならず、借受者は前記ア. ～エ. の遵守をまねがれるものではありません。

#### ⑥ 事業着手時期

事業着手は、原則として土地貸付後となります。土地引渡日の翌日から起算して、3ヶ月以内に行ってください。

ただし、優先交渉権者決定後は、事業者が施設の建設計画のために現地調査を希望する場合、本市との協議の上、土地貸付前であっても土地使用を認める場合があります。

#### ⑦ 残置の可能性のある地下埋設物等について

残置の可能性のある地下埋設物等の解体・撤去等を行う際は、関係法令に基づき、事業者の負担と責任において実施してください。解体・撤去等の費用は、いかなる事情が発生しても、本市に請求できないものとします。

#### ⑧ 貸付期間満了時について

貸付期間満了時（契約終了時）には、事業対象地上に存する事業者が建築した全ての建物及びその他土地に付属させた一切の工作物を解体・撤去して整地し、更地として返還することが必要です。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。

#### ⑨ その他

残置物の処理、貸付後の整地、給排水、電気・ガス等、その他事業対象地の使用に必要な手続き及び届出並びにこれらに要する諸経費は、すべて事業者の負担と責任において行っていただきます。

### (2) 契約の履行

契約条項の違反若しくは不履行があったときは、原則として、次の措置を講じます。

- ① 違約金の徴収
- ② 損害賠償の請求
- ③ 契約の解除

※ 上記①の違約金は、違反若しくは不履行がある都度お支払いいただきます。

### (3) 契約不適合責任

事業対象地の種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しない箇所（地下埋設物含



む。)があることが発見されても、本市に対して、事業対象地の補修、不足分の引渡しによる履行の追完請求、貸付料の減額若しくは損害賠償の請求、又は契約の解除を申し出ることはできません。

## VIII その他留意事項

- (1) 募集要項に修正・変更・追加等があった場合は、ホームページにて公表します。
- (2) 本市は、天災地変等により、事業対象地の全部又は一部を利用する必要が生じた場合など、やむを得ない事情のある場合は、本公募を凍結又は中止する場合があります。
- (3) 本公募及びこれに関する事項につき、故意又は過失の如何を問わず、応募者が第三者に損害を生じさせても、本市は一切これを補償しません。
- (4) 募集要項、各契約の各条項等の解釈について疑義が生じたとき、又はこれらに定めのない事項については、本市と事業者が協議の上、定めるものとします。
- (5) 本公募に関する訴訟については、事業対象地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とします。
- (6) 応募申込書及びプレゼンテーションにあたっての使用言語は全て日本語、使用単位は計量法に規定する計量単位、使用通貨は日本円とします。また、日時については、特に断りのない限り、日本標準時とします。
  - ① 「年」と記載のあるものは暦年を指し、「年度」とあるのは地方自治法第 208 条に規定する会計年度とします。
  - ② 1ヶ月を単位として記載した期間については、暦に従って計算します。
  - ③ 文章中に法律に関する記載がある場合、日本の国内法を指します。
  - ④ 消費税は 10%で積算してください。
- (7) 誤字、脱字、誤植、その他の原因により、募集要項の各項目間あるいは募集要項と回答との間で矛盾を生じている場合、又は誤解を生じやすいと認められる場合は、速やかに本市へ届けてください。
- (8) 特に断りのない限り、法律行為は到達主義を採用します。また、届出のあった住所地への到達をもって、到達があったものとし、法人グループの場合は、代表企業への到達をもって、法人グループ全員への到達があったものとみなします。
- (9) 応募者は、本要項に記載された事項について熟知しておいてください。なお、位置図、後日提供する現況平面図は参考資料としてご利用ください。また、土地の利用制限等諸規制については、あらかじめ各自で関係機関にご確認ください。
- (10) 位置図、求積図は、現況と相違している可能性があります。現況と異なる場合は現況が優先します。
- (11) 現地の状況は、必ず応募者自身でご確認ください。現況と異なる場合は現況が優先し、契約後も現況のままの引渡しとなります。
- (12) 土地・その他工作物等（残置の可能性のある地下埋設物を含む）は、現況のままお渡しします。
- (13) 事業者を義務者として課される公租公課は、事業者の負担となります。（内容については、関係機関にご確認ください。）
- (14) その他契約に要する費用は、事業者の負担となります。
- (15) 事業者は、その責任において、地域の住民等へ計画案について十分に説明する機会を設けてください。

(16) 施設整備等の事業実施計画に関して必要な財源を確保してください。また、事業の安定した運営が見込まれることが必要です。事業の収支見込、建設時借入金の償還財源などを適切に見込んでください。

※ 事業実施計画については、原材料価格の高騰及び人件費の上昇などを十分考慮した上で作成してください。

## Ⅹ 審査項目について

### 1 選考委員会について

申込者によるプレゼンテーションを踏まえ、選考員5名の意見を参考に提案内容に対する評価を行い、提案内容審査通過者を決定します。なお、選考委員会の委員は、「スポーツ振興」「市有財産の利活用」「まちづくり」の各分野から選出します。

※選考の結果「該当なし」とする場合があります。また、選考期間中に「Ⅳ（6）応募申込資格等」の各要件を満たさなくなった場合は選考の対象となりません。

※審査の内容、結果に対する質問や異議等については一切受け付けません。

### 2 審査項目等

下記の項目に従い評価を行います。

大項目	主な審査内容
1. 地元加算 (15点)	○神戸市内に本支店及び営業所等を有する企業であるか ○事業に地元企業等が参画する予定があるか。 等
2. 事業実施体制 (30点)	○業務を遂行できる安定的な財政基盤を有しているか ○収支計画について適切な設定となっているか ○事業実績等を有しているか 等
3. 事業計画 (45点)	○実現可能な工程となっているか ○競技者のレベル向上につながる施設となっているか ○施設利用者への配慮がなされているか（ハード・ソフト面） ○周辺既存施設の立地分析、与える影響について配慮されているか。 ○維持管理計画が明確に提案されているか ○施設環境の安全・衛生面の配慮がなされているか 等
4. その他 (10点)	○その他アピールポイント

※ 上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。

※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない場合があります。

※ 選考委員の評価点の平均が60点未満の場合は失格とします。

※ 協力企業の実績を用いる場合は、当該協力企業を応募申込後に変更することは認めません。

## X 提出図書一覧

電子媒体（PDF版 ウイルスチェック済）を合わせて提出すること。

様式	様式名		記載内容・備考
様式1	表紙		応募事業者名、着色不可
様式2-1		単独企業または法人グループの代表企業	法人グループの場合は、代表企業の申込印(法人の実印)が必要
様式2-2	応募申込書兼誓約書兼承諾書	構成企業 協力企業用	法人グループの場合に記載 代表企業と責任を分任して、共同で事業を行う企業を記入。申込印(法人の実印、協力企業は実印不要)が必要
様式2-3	応募辞退届		応募辞退届
様式3-1	法人(法人グループ)調書・業務分担調書		代表企業、構成企業及び協力企業等の企業名、業務分担内容、責任負担率等を記入 単独企業の場合も代表企業欄を記入すること 業務委託等で役割分担が明確な場合には、各役割を記入 未定の場合は「未定」と記入
様式3-2	事業実績		代表企業、構成企業及び協力企業の事業実績

様式	様式名		図書	記載内容
様式4	A	表紙		
様式5	B	目次		
様式6-1	C	全体計画	工程計画	
様式6-2			収支計画(1)	
様式6-3			収支計画(2)	
様式7-1	D	施設計画	施設計画(1)	計画のコンセプト等(地域分析含む)
様式7-2			施設計画(2)	建築概要
様式7-3			施設計画(3)	全体の配置計画等
様式7-4			施設計画(4)	施設の計画平面図等
様式7-5			施設計画(5)	利用計画について
様式7-6			施設計画(6)	維持管理計画について
様式7-7			景観計画	景観
様式8	E	その他		アピールポイント等

- ・一度ご提出頂いた書類は、理由に関わらず一切返却できません。
- ・提出書類に記入漏れや実印の相違等があった場合や添付書類の提出漏れがあった場合などは、公募に参加出来ない場合がありますので、書類の提出に際しては、十分に内容をご確認のうえご提出ください。
- ・参加申込み後に、所在地、名称、氏名等の変更があった場合はご連絡ください。
- ・協力企業の実印は不要です。

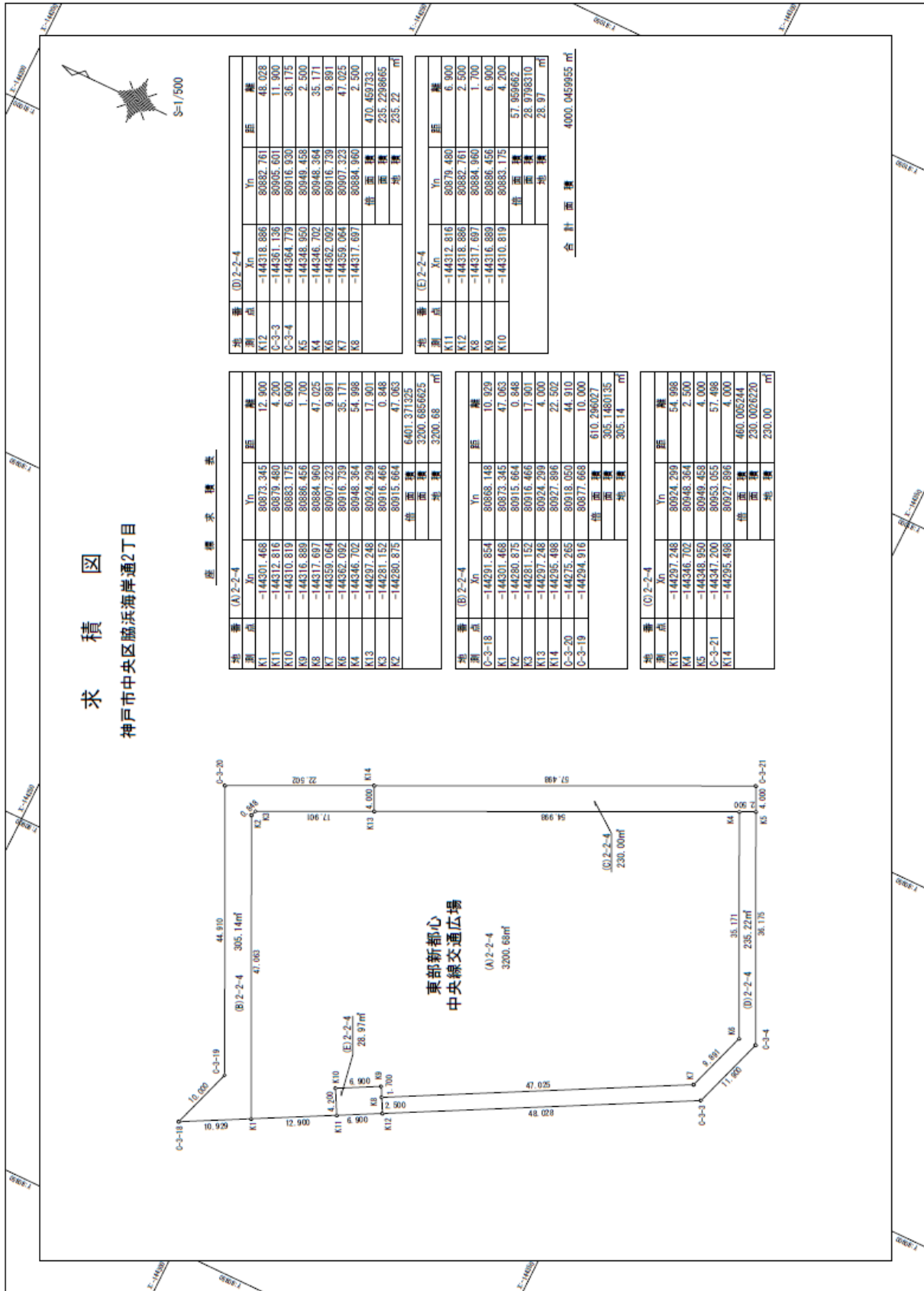
## XI 添付資料一覧

- 別 図 1 求積図（参考）
- 別 図 2 敷地図面（参考）
- 別 紙 1 基本契約書（案）
- 別 紙 2 事業用定期借地権設定契約書（案）

## 関連資料一覧

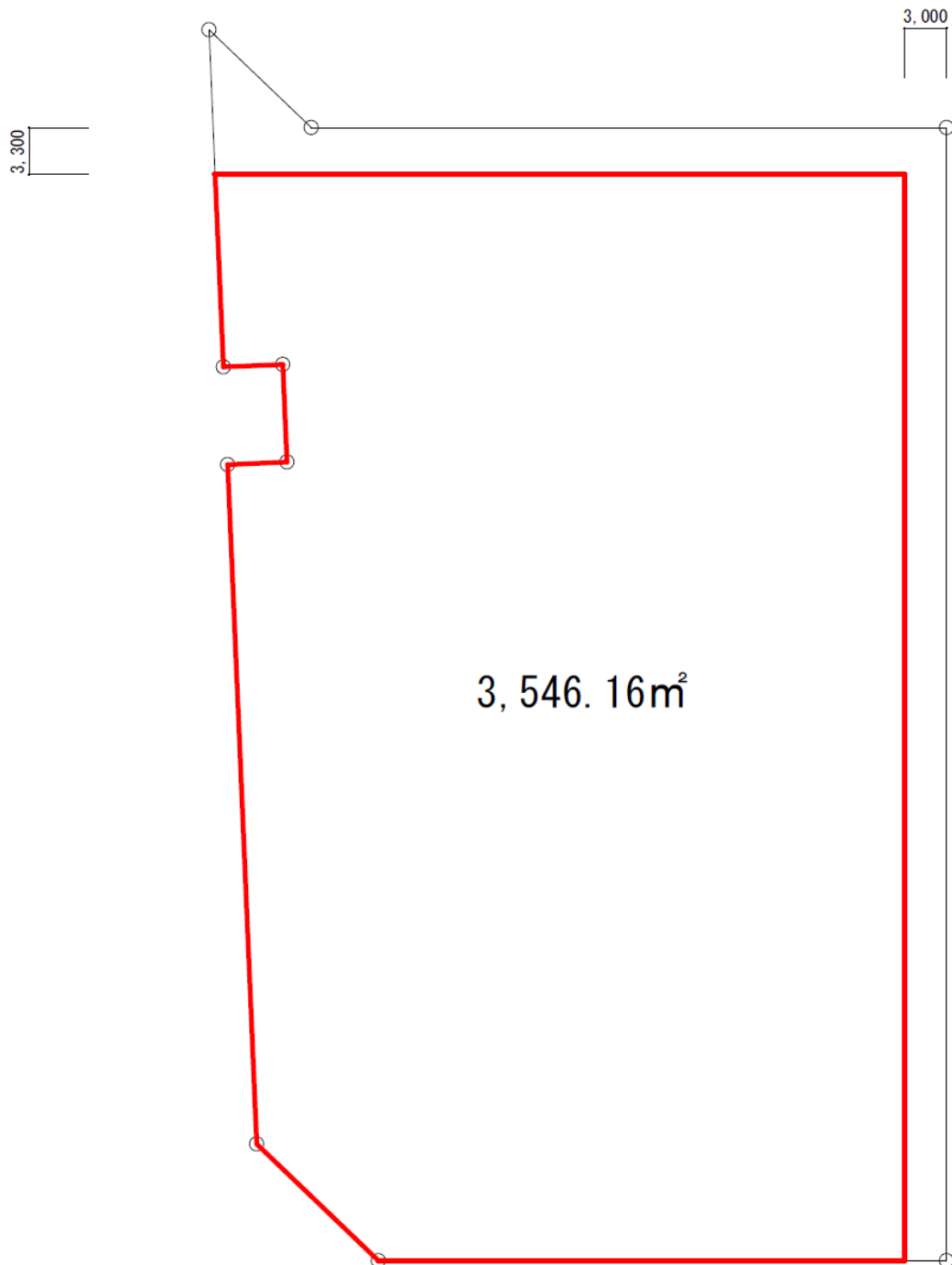
- ・ HAT 神戸交通広場に係る土壌調査業務報告書

関連資料の閲覧を希望する場合は、応募者名を明確にしたうえで、電子メールにて申し出ること。



※別図1については、画地の形状のみを表したものであり、正確な面積等は現在実施している現況測量に基づき算出された面積になります。

別図 2 (参考)



※別図 2 については、画地の形状のみを表したものであり、正確な面積等は現在実施している現況測量に基づき算出された面積になります。

本基本契約書(案)は、契約の概要を説明したものであり、個別協議により内容を変更する場合があります。

別紙 1

通年型アイススケートリンク整備・運営事業 基本契約書(案)

神戸市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、通年型アイススケートリンク整備・運営事業(以下「本事業」という。)の実施について、次の条項により契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 この契約は、本事業の円滑な遂行を図ることを目的に、本事業に係る基本的事項を定めるものとし、甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(事業用地等)

第2条 事業用地(以下「本事業用地」という。)は、次のとおりとする。

事業用地 神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4 3, 546.16㎡

(事業実施計画)

第3条 乙は、本事業を、甲の承諾を受けて定めた事業実施計画(以下「事業実施計画」という。)に基づいて実施しなければならない。なお、事業の実施においては、甲及び乙は、互いに必要に応じて協力するものとする。

2 乙は、法令及び条例の改正又は甲がやむを得ないと認めた場合にのみ、「事業実施計画」の内容を変更することができる。ただし、この場合、乙はあらかじめ甲と協議し、甲の承諾を得なければならない。なお、「事業実施計画」に基づく事業の実施が、乙が行う開発許可手続等により困難となった場合は、第4条に定める事業用定期借地権設定契約締結前に限り、乙はこの契約を解除できる。

3 前項により、この契約を解除した場合は、次の各号によるものとする。

- (1) 乙が負担した契約費用及び本事業に支出した必要費、有益費その他一切の費用は、請求できないものとする。
- (2) 乙の解除により、甲に損害が生じた場合には、乙は損害額相当分を負担しなければならない。

(契約関係)

第4条 本事業用地については、甲を貸主、乙を借主とする事業用定期借地権設定契約を締結するものとする。

(乙が行う工事等)

第5条 乙は、本事業用地の事業用定期借地権設定契約締結後に「事業実施計画」に基づく、工事等を実施するものとする。

2 乙は、「事業実施計画」に基づく前項の工事等について、乙の責任において必要な関係機関との協議を行い、その指示に従って実施するものとする。



- 3 詳細な施工区分は、詳細設計を進める中で甲と協議し決定するものとする。
- 4 本事業用地の上に存する構造物の一切並びに残置の可能性のある地下埋設物を、乙の負担と責任において、管理、解体撤去することとする。
- 5 乙は、「事業実施計画」に基づく工事等に係る周辺住民への計画・工事説明及び周辺の環境対策等について、乙の責任において適切に実施するものとする。

(公序良俗に反する使用の禁止)

- 第6条 乙は、本事業用地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用してはならない。
- 2 乙は、本事業用地を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して前項の定めに対する使用をさせてはならない。この場合において、乙は、前項の使用の禁止をまぬがれるものではない。
  - 3 乙は、前項の第三者が新たな第三者に本事業用地を使用させる場合も同様に、前2項の内容を遵守させなければならない。

(風俗営業等の禁止)

- 第7条 乙は、本事業用地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店の用に使用してはならない。
- 2 乙は、本事業用地を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して前項の定めに対する使用をさせてはならない。この場合において、乙は、前項の使用の禁止をまぬがれるものではない。
  - 3 乙は、前項の第三者が新たな第三者に本事業用地を使用させる場合も同様に、前2項の内容を遵守させなければならない。

(実地調査等)

- 第8条 甲は、前2条に定める内容に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、質問し、立入検査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 2 乙は、甲から要求があるときは、前2条に定める内容に関し、その事実を証する書類その他の資料を添えて本事業用地の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。
  - 3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

- 第9条 甲及び乙は、相手方がこの契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告のうえ、この契約を解除することができる。
- 2 次の各号の一に該当するときは、甲は、催告を要しないで直ちにこの契約を解除することができる。
    - (1) 乙が第6条及び第7条の定め違反したとき。
    - (2) 乙に偽りその他不正な行為があったとき。

3 前2項の規定により、甲がこの契約を解除した場合は、次の各号によるものとする。

- (1) 乙が負担した契約費用及び本事業に支出した必要費、有益費その他一切の費用は、甲に請求できないものとする。
- (2) 甲に損害があれば、甲は、乙にその賠償を請求することができる。
- (3) 乙に損害があっても、乙は、甲にその賠償を請求することができない。

(原状回復の義務)

第10条 甲が前条に規定する解除権を行使したときは、乙は、自己の負担と責任において、本事業用地を更地或いは原状に回復し、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が更地或いは原状に復することを必要としないと認めるときは、この限りではない。

(契約費用)

第11条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団等に対する除外措置)

第12条 乙は、本契約締結にあたり、乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないことを確認する。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙が暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明した場合には、甲は乙に対して契約の解除を行うことができる。
- 3 前項の契約の解除にあたっては、第9条の規定をそれぞれ準用する。

(管轄裁判所)

第14条 この契約から生じる一切の訴えについては、本事業用地の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって管轄裁判所とする。

(その他)

第15条 乙は、この契約に定めのない事項については、「通年型アイススケートリンク整備・運営事業 事業者募集要項」に定めるもののほか、必要な事項については、甲の指示に従わなければならないものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
甲 神戸市  
代表者 神戸市長 久元喜造 ⑩

乙 ⑩

<法人グループの場合>

《代表企業》

乙 ⑩

《構成企業》

⑩

【神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成 22 年 5 月 26 日市長決定)抜粋】

(暴力団等に関係するかどうかの照会)

第 4 条 市長は、必要があると認めるときは、平成 22 年 5 月 26 日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除 に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関して次条各号 に定める事項に該当するかどうかにつき、本部長に対して照会を行うものとする。

(1) 略

(2) 公有財産処分等契約に関連して次に掲げる者

ア 次に掲げる書面を市長に提出した者

(ア) 入札参加申込書

(イ) (ア)に掲げるもののほか、公有財産処分等契約について本市の契約の相手方になることを希望する旨の書面

イ 本市と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者

ウ 本市が契約を締結した場合にあっては、当該契約の相手方

エ アからウまでに掲げるもののほか、本市が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として市長が認める者

2 前項の照会を行う際に本部長に提供する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に従わなければならない。

第 5 条 前条第 1 項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第 1 項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員 が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

(2) 前条第 1 項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。

(3) 前条第 1 項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。

(4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。

ア 前条第 1 項各号に掲げる者

イ 前条第 1 項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員

ウ 前条第 1 項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者

(5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

(6) 第 4 号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第 4 号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

本契約書（案）は、契約の概要を説明したものであり、個別協議により内容を変更する場合があります。

別紙 2

## 事業用定期借地権設定契約書（案）

賃貸人神戸市（以下「甲」という。）と賃借人（以下「乙」という。）とは、通年型アイススケートリンク整備・運営事業（以下「本事業」という。）のために、甲所有の別紙目録1記載の土地（以下「本件土地」という。）について、借地借家法（平成3年10月4日法律第90号。以下「法」という。）第23条に規定する事業用定期借地権の設定契約（以下「本契約」という。）を以下の条項により締結し、信義に従って誠実にこれを履行する（以下、本契約によって設定される借地権を「本件借地権」という。）。

### （趣旨）

- 第1条 甲は、その所有に係る本件土地を乙に賃貸し、乙は、これを甲から賃借する。
- 2 本契約の対象となる本件借地権は賃借権とし、本件借地権については、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。）及び建物の築造による存続期間の延長がなく、また、乙は、甲に対し、建物の買取りを請求することができない。
- 3 本件借地権については、法第4条、第8条、第13条、第18条及び民法（明治29年法律第89号）第619条の規定の適用はないものとする。

### （目的）

- 第2条 乙は、本件土地を、本事業の用に供する建物（令和 年 月 日付で乙が提出し、甲の承認を得て定めた事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）に定める。）を所有するために使用するものとする。なお、乙が本件土地上に所有する建物（以下「本件建物」という。）の構造、規模、用途等は別紙目録2のとおりとする。
- 2 乙は、前項の使用目的を原則変更してはならない。ただし、乙が事前に書面による変更の申し出を行い、甲が一部の変更をやむを得ない、又は本事業の主旨に沿うものであると認めた場合はこの限りではない。
- 3 乙は、本件土地を風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用、暴力団の事務所その他これに類する施設の用、公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣の住民の迷惑となる目的の用に使用してはならない。
- 4 乙は、毎年度4月末日までに前年度の事業実施計画に基づく本件土地の使用状況や活動報告について書面により甲に報告しなければならない。

### （借地権の存続期間）

- 第3条 本件借地権の存続期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 30年間とする。ただし、本件借地権の満了する2年前までに本件借地権の存続期間を延長したい旨の申入れがなされたときは、甲乙双方が誠意をもって協議することができるものとするが、その場合の借地権の存続期間は、本件借地権設定の日から50年以上とすることは出来ない。
- 2 前項ただし書の場合、乙は、延長する借地権の存続期間に係る契約保証金と既払の保証金との差額を甲の発行する納入通知書により支払う。
- 3 借地権には、本件建物の建築及び取り壊しに要する期間を含める。

(本件土地の引渡し)

第4条 甲は、本件借地権開始の後、乙が第8条に定める保証金及びその他乙の負担すべき金銭債務を完納したことを確認した後に、甲乙現地立会いのうえ、現状有姿で本件土地を甲の作成する土地引渡書により乙に引き渡すものとする。

(土地賃料)

第5条 本件土地の賃料は、年額金 円とする。

2 賃料の起算日は、本件土地の借地権開始日とする。

3 甲は、本契約期間中であっても、公租公課、物価又は地価の上昇その他の経済情勢の変動等により、本件土地の賃料が不相当と認められるに至ったときは、第1項の賃料を改定することができるものとする。

(土地賃料の納付)

第6条 乙は、前条に定める賃料を、毎年度、次の表に定めるとおり、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付して支払う。

区 分	賃料の期間	支払期日
前 期	4月1日から9月30日まで6ヶ月分の賃料	4月30日
後 期	10月1日から3月31日まで6ヶ月分の賃料	10月31日

2 甲は、前項の支払期日の定めにかかわらず、必要に応じて、納入通知書により別に支払期日を定めることができる。この場合、乙は、当該納入通知書に基づき賃料を支払う。

3 当該月に係る貸付期間が1ヶ月未満の場合の賃料は、日割り計算とする。この場合、1ヶ月を30日として計算する。

4 第1項に規定する支払期日が土曜日にあたる場合は、その翌々日を支払期日とし、また、支払期日が休日にあたる場合は、その翌日を支払期日とする。

(遅延損害金)

第7条 乙は、第5条の賃料を前条に定める支払期日までに支払わなかったときは、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて、当該未納賃料額に対する年14.6% (年365日日割り計算)の利率で計算した遅延損害金を、甲の発行する納入通知書により支払う。

(保証金)

第8条 乙は、本契約から生ずる甲に対する債務を担保するため、金 円 (賃料の6ヶ月に相当する額) を保証金として、本契約と同時に、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に預託しなければならない。

2 甲は、前項の保証金の額が本契約から生じる乙の債務に比して不相当となったときは、これを改定することができるものとし、乙は異議なくこれに応じなければならない。

3 甲は、乙に本契約上の債務不履行があるとき又は第20条に基づき本契約を解除したときは、通知催告を要せず、保証金の全部又は一部を乙の債務の弁済に充てることができる。

4 乙は、甲が前項に基づき保証金を乙の債務に充当したときは、これにより生じる保証金の不足額を、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に預託しなければならない。

- 5 甲は、本契約の終了に伴い乙が甲に対して負担する一切の債務を弁済し、更に本件土地を原状に回復して更地で甲に返還し、かつ、本件土地上の建物に設定された各種の権利及びその登記の抹消が完了した日以降に、保証金を乙に返還すべく支払う。ただし、乙に残存債務がある場合は、甲は、これらの債務を差し引くものとする。
- 6 乙は、保証金返還請求権をもって甲に対する賃料その他の債務との相殺を主張することができない。
- 7 乙は、前項の保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は質入れし、若しくは第三者に対する債務の担保に供してはならない。
- 8 保証金は無利息とする。

(事前承諾事項)

第9条 乙は、次の各号の一つに該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 本件建物につき、竣工前に設計変更をしようとするとき、竣工以後に増改築又は再築をしようとするとき、第2条に定める使用目的の変更をしようとするとき、若しくは法令上の規制等により変更が必要となったとき。
- (2) 事業内容の一部を変更しようとするとき。
- (3) 本件土地の区画形質を変更しようとするとき。

(保全義務)

第10条 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって本件土地を維持・管理しなければならない。

- 2 乙は、その責めに帰すべき事由によって本件土地を滅失又は毀損したときは、乙の負担で原状に回復し、又はその損害の賠償責任を負わなければならない。
- 3 本件土地の使用に伴う乙と第三者との紛争その他の諸問題は、すべて乙の負担と責任において解決するものとする。

(費用及び損害の負担等)

第11条 甲は、本件土地の修繕義務を負わないものとし、本件土地の維持、保存及び改良等に要する費用は、すべて乙の負担とする。

- 2 本件土地の使用に必要な排水、水道、下水道、電気、ガス等の引き込み等の措置については、それぞれの管理者又は事業者と協議し、乙の負担と責任において行うものとする。
- 3 乙が本事業の用に供する建物を整備するために要する費用はすべて乙の負担とし、かつ、その調達は乙の責任においてなすものとし、甲は一切の対価を支払わず、かつ、一切の費用を負担しない。乙が不可抗力によって損害を被った場合においても、甲は当該損害を一切負担しない。
- 4 乙は、本事業の用に供する建物を整備するにあたって、近隣住民等との協議、調整や騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、電波障害、風害、日照障害、有害物質の排出等に関し、自己の責任と費用負担にて必要な措置を講じ、甲に対し苦情が寄せられることのないようにしなければならない。万一、甲に苦情が寄せられた場合には、乙の負担と責任において対処、解決しなければならない。

- 5 乙は、本事業の用に供する建物を整備するにあたって、自己の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合又は民間施設を整備するに伴い避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、電波障害、風害、日照障害、有害物質の排出等により第三者に損害を与えた場合（所定の基準の範囲内に収まっている場合を含む）であって、賠償を必要とされる場合には、自己の責任と費用負担にて、当該損害を賠償しなければならない。
- 6 乙は、本件土地に地下埋設物が確認された場合、その解体・撤去等の費用を甲に求めることはできない。また、地下埋設物調査にかかる一切の費用も甲に求めることはできない。

#### （建築計画）

第12条 乙は、事業実施計画に基づく本件建物の設計及び工事等を行うものとする。

- 2 乙は、土地引渡日の翌日から起算して3ヶ月以内に測量調査を含め、具体の事業に着手しなければならない。ただし、事業実施計画で定められた運営開始時期に開業できるよう本件建物を完成しなければならない。ただし、乙は、事業実施計画で定められた本件建物の完成又は運営の開始が困難となった場合には、甲と事前に協議しなければならない。
- 3 乙は、建物を建築するにあたっては、建築基準法等の法令に従うほか、本契約並びに甲が必要と認めた事項及び指示に従わなければならない。

#### （建物の新築及び増改築の制限）

第13条 乙は、本件土地上の建物を解体撤去し、若しくは新築し、又は本件建物を増改築し、若しくは再築しようとするときは、あらかじめ甲に通知して、その承認を得なければならない。

#### （本件借地権の譲渡等の禁止）

第14条 乙は、本件借地権の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は本件土地上に存する建物の全部又は一部を事業実施計画に記載のない第三者に譲渡し、若しくは賃貸することのほか、事実上これらと同様の結果を生ずる行為をしてはならない。

- 2 乙は、本件土地上に建設した建物について、質権、抵当権その他の権利の設定等の処分をしてはならない。ただし、甲の書面による事前の承認を得た場合は、この限りではない。
- 3 乙は、第1項の規定に基づき事前に甲の書面による承諾を得て本件土地の全部又は一部を第三者に転貸する場合、当該第三者と締結する賃貸借契約は、法第23条に基づく事業用定期借地権を設定するものとしなければならない。かつ、その契約期間は、第3条に定める期間を超えてはならない。乙は当該第三者との間で、本件借地権は本契約の終了時に消滅し、それと同時に当該第三者との賃貸借契約も終了することを書面で約定するものとする。なお、本契約の各規定の適用上、当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。
- 4 乙は、第1項の規定に基づき事前に甲の書面による承諾を得て本件土地上に存する建物について第三者と建物賃貸借契約を締結する場合は、法第38条に定める定期建物賃貸借契約としなければならない。かつ、その契約期間は第3条に定める期間を超えてはならない。また、当該契約には、建物が本件借地権を設定した土地の上に建設されているものであり、本件借地権は本契約の終了時に消滅し、同時に当該契約も更新なく終了することを書面に明記しなければならない。乙は、法第38条第4項に従って建物賃借人に対する通知を行わなければならない。なお、



本契約の各規定の適用上、当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

(違約金)

第 15 条 乙は、第 2 条、第 8 条、第 9 条若しくは前条の規定に違反したとき又は第 26 条の規定に該当するときは、甲の請求により、違約金として違反時の年額賃料の 2 倍に相当する金員を、甲の指定する期日までに甲の発行する納入通知書により支払う。

2 前項の違約金は違約罰であって、第 24 条に規定する損害賠償額の予定又はその一部とはしないものとする。

3 第 1 項の規定は、第 20 条第 1 項に規定する甲の契約解除権の行使を妨げないものとする

(契約不適合責任)

第 16 条 乙は、本件土地の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものである場合であっても、甲に対し、本件土地の補修、不足分の引渡しによる履行の追完、賃料の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることができないものとする。なお、地盤改良、地中障害物の撤去等に要する費用は、乙の負担と責任で行うものとする。

(実地調査等)

第 17 条 甲は、必要あると認めたときは、乙の使用状況、営業実績等について質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料の提出、その他の報告を求めることができるものとする。この場合において乙は、調査、報告等を拒む又は妨げる等の行動はとってはならない。

(通知義務)

第 18 条 乙は、本件土地の現状に変更があるとき又は変更のおそれがあるときは、直ちに甲に対してその状況及び原因等必要な事項を通知しなければならない。

(住所等の変更の届出義務)

第 19 条 乙は、次の各号に該当する事実が生じたときは、速やかに甲に対して書面により届け出なければならない。

- (1) 本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所の変更
- (2) 名称又は代表者の変更
- (3) 定款の変更
- (4) 本事業の実施及び継続に、悪影響を及ぼす事由又はそのおそれのある事由が生じたとき。

(契約の解除)

第 20 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。また、甲は、乙に対し、これによって被った損害の賠償を請求することができる。なお、甲は、本契約の解除により乙に生じる損害等につき一切の責任を負わないものとする。

- (1) 第 6 条の規定に違反して賃料の支払いを 3 ヶ月以上遅延したとき。
- (2) 第 8 条に規定する保証金を甲の発行する納入通知書に定める支払期日までに支払わないと

き。

- (3) 第2条、第8条、第9条、第14条の各規定に違反したとき。
  - (4) 主務官公署からその営業又は免許について取消し若しくは停止の処分を受けたとき。
  - (5) 仮差押、仮処分、強制執行を受け、又は競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てがあったとき。
  - (6) 合併によらないで解散等したとき。
  - (7) 乙又は乙の使用人に甲の信用を失墜し、又は秩序を害すると認められる行為、その他著しく不当な行為があったとき。
  - (8) 第26条の規定に該当するとき。
  - (9) その他本契約の条項に違反したとき。
- 2 甲は、契約期間中であっても、本件土地を公用、公共用に供するため必要とするときは、予告のうえ本契約を解除することができるものとする。

(契約の失効)

第21条 天災地変その他の不可抗力により本件土地の全部又は一部が滅失又は毀損し、本件土地の使用が不可能になったときは、本契約はその効力を失うものとする。この場合、甲と乙は相互に損害の賠償責任を負わないものとする。

(有益費等の費用償還請求権の放棄)

第22条 乙は、本借地権の存続期間が満了し、又は第20条第1項の規定による本契約の解除等により本件土地を返還するに際しては、甲に対し、本件土地に投じた有益費及び必要費等があっても、これを一切請求できないものとする。

(本件土地の返還及び原状回復義務)

第23条 本契約が借地権の存続期間の満了又はその他の事由により終了する日までに（第20条第1項の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、甲の指定する期日までに）、賃料その他の債務を清算し、乙の費用をもって本件土地（地盤地下部分を含む。）に存する本件建物その他本件土地に附属させた一切の建物その他の工作物を撤去して整地し、また、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害等について、自己の費用で復旧するなどして本件土地を原状に回復し、土壤汚染のないことを確認したうえで完全な更地として甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復することを要しないと認めたときはこの限りでない。

- 2 甲は、乙が前項の義務を履行し難い特別の事由のあるときは、第8条に規定する保証金又は乙の負担で乙に代わってこれを行うことができる。
- 3 乙は、本契約が借地権の存続期間の満了により終了する場合には、甲に対し、その期間満了の2年前までに、建物の取壊しの計画及び建物賃借人の明渡し等本件土地の明渡しに必要な事項を書面により通知しなければならない。
- 4 乙は、本件土地の返還をする場合は、甲による現地確認を受け、その承諾を得ることをもって本件土地の明渡しを完了したものとする。
- 5 本契約が終了した場合において、乙が本件土地を更地にしたうえで甲に返還し難い特別な事由がある場合、甲は、乙に代わって本件敷地を更地にすることができる。この場合において、

乙は、本件土地に附属させた一切の物に対する所有権を放棄したものとみなし、甲が更地にすること及び残置された物を処分することについて異議を申し出ることができず、その一切の費用は、乙の負担とする。

6 乙は、借地権の存続期間の満了又は終了後、引き続き本件土地を明渡し返還しないときは、甲に対し、本契約終了の翌日から明渡し返還完了にいたるまで本契約終了時の月額賃料の3倍相当額の遅延損害金を支払わなければならない。

#### (損害の賠償)

第24条 乙は、本契約に定める義務を履行しなかったため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (公正証書作成費用負担)

第25条 本公正証書作成費用は、甲と乙が折半して負担する。

#### (暴力団等に対する除外措置)

第26条 本契約締結にあたり乙について、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成22年5月26日市長決定)第4条第1項第2号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合には、甲は乙に対して第15条に基づく違約金の請求、第20条の規定に基づく契約の解除を行うことができる。

#### (登記)

第27条 乙は、第4条に規定する本件土地の引渡し後、本契約に定める事業用定期借地権の設定登記を行うことができる。

2 乙は、本契約終了後、乙の責任において速やかに前項の事業用定期借地権の抹消登記手続きをしなければならない。

3 乙は、本契約終了までに本件土地上に乙が所有する建物その他の工作物の滅失登記手続きをし、かつ、これらに付着した担保権等の権利の登記を抹消しなければならない。

4 第1項から第3項の登記手続きに要する費用は、乙の負担とする。

#### (裁判管轄)

第28条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、本件土地の所在地を管轄する裁判所をもって、その管轄裁判所とする。

#### (疑義の解釈等)

第29条 本契約の各条項の解釈について疑義を生じた場合又は本契約に規定のない事項で解決を要する問題が生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議し解決するものとする。

#### (執行認諾)

第30条 甲及び乙は、本契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、直ちに強制執行を受けても異議がない旨認諾した。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

乙

別紙目録1（土地の表示）

所 在	神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4
地 目	宅地
地 積	m <sup>2</sup>

別紙目録2（建物の表示）

種 類	規 模	床 面 積
スポーツ施設（アイススケートリンク）	階数は地上3階建て以下	容積率200%以上かつ、 延床面積7,500 m <sup>2</sup> 以下